



広報 ところざわ 情報館

1.20 No.978

編集・発行：所沢市役所総合政策部秘書広報課
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎04(2998)9024・FAX04(2994)0706
ホームページアドレス
http://www.city.tokorozawa.saitama.jp
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

市・県民税と所得税の申告はお早め! 申告書は自分で作成しましょう!

市・県民税の申告時期です。申告の日程・会場等をご案内します。申告期限間際は、会場が混雑します。申告は指定日に行ってください。

**市・県民税の申告は
2月6日(金)～3月15日(月)**

申告会場 市役所8階・大会議室、各公民館等(下記日程表参照)
受付時間 午前9時～午後4時

◎申告は市・県民税の税額を決定するだけでなく、課税(非課税)証明書の発行などに必要な手続きです。3月15日(月)までに申告してください。

市・県民税の申告書の提出が必要な方

- 平成16年1月1日現在、所沢市にお住まいの方で、平成15年中に所得があり、次のいずれかに該当する方は申告書の提出する必要があります。
 - 営業、農業、不動産、配当、年金などの所得があった方
 - 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方
 - 給与所得者で、給与以外の所得があった方
 - 給与所得者で医療費控除などの控除を受ける方
 - 市内に事務所、事業所、家屋敷があり、所沢市外に住所がある方

市・県民税の申告書を提出しなくてもよい方

- 給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
- 公的年金収入のみで次の①②のいずれかに該当する方
- ①昭和14年1月1日以前の生まれ:

- ▼扶養親族がなく金額22.8万円以下の方
- ▼扶養親族があり金額26.6万円以下の方
- ②昭和14年1月2日以後の生まれ:
 - ▼扶養親族がなく金額10.5万円以下の方
 - ▼扶養親族があり金額15.1万円以下の方

市・県民税申告書の送付

申告書は、前年度に申告書を提出した方に送付(1月末発送予定)します。申告書が届かない場合や紛失した場合は、市民税課へ連絡してください。申告書は各出張所などにも用意してあります。

また、平成15年に所沢市に転入した方や会社を退職した方には、申告書を送付していません。市・県民税の申告書の提出が必要な方は、市民税課へ連絡してください。

所得税の確定申告は 2月16日(月)～3月15日(月)

申告会場 所沢税務署(並木1-17)
相談時間 午前9時～午後5時
◎土・日曜日は受け付けません(2月22日(日)、29日(日)を除く)が、郵送により提出することができます。
◎所得税の還付申告は2月15日(日)以前でも受け付けます。

確定申告書の提出が必要な方

- 営業、農業、不動産などの所得合計額が所得税の所得控除額を超える方
- 給与所得者で年収2,000万円を超える方

市・県民税申告受付日程表 【受付時間】午前9時～午後4時

受付日	申告会場	対象地域
2月6日(金)	吾妻公民館	久米・荒幡・松が丘1～2丁目
9日(月)	旧市庁舎・4階(宮本町1-1-2)	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
10日(火)	松井公民館	上安松・松郷
12日(木)	//	下安松・牛沼・くすのき台1～3丁目
13日(金)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町
16日(月)	市役所・8階	北有楽町・喜多町・西新井町・中富南1～4丁目
17日(火)	小手指公民館	北野
18日(水)	新所沢公民館	緑町1～4丁目
19日(木)	//	泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台1～2丁目
20日(金)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
22日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
23日(月)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目
24日(火)	//	東狭山ヶ丘1～6丁目・和ヶ原1丁目
25日(水)	椿峰コミュニティ会館・本館	山口1番地～1599番地
26日(木)	//	山口1600番地～終わり・上山口
27日(金)	小手指公民館分館	小手指町1～4丁目・北中1丁目
29日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
3月1日(月)	//	日吉町・東町・旭町・御幸町・上新井
2日(火)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1～5丁目・花園1～4丁目・松葉町・北所沢町
3日(水)	三ヶ島公民館	林1～3丁目・和ヶ原2～3丁目
4日(木)	//	三ヶ島1～5丁目・西狭山ヶ丘1～2丁目・靴谷・堀之内
5日(金)	市役所・8階	大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目
8日(月)	//	こぶし町・若松町・下新井・東新井町・北原町
9日(火)	//	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉
10日(水)	//	指定された申告相談日に都合がつかない方
11日(木)	//	
12日(金)	//	
15日(月)	//	

【お願い】▶出張申告日には、担当職員が出張申告会場へ出かけています。市役所での申告はなるべくご遠慮ください▶各会場の駐車場が狭いため、車でのお越しはご遠慮ください。

- 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与所得者で給与以外の所得が20万円を超える方
- 土地・建物・株式等の譲渡をした方

確定申告で税金が戻る方

- 給与所得者で雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除等を受けることができる方
- 平成15年中途で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方

◎給与所得者・年金受給者の簡易な申告は、2月16日(月)から市役所でも受け付けます。ただし、住宅ローン

控除を受ける方は、所沢税務署へ申告してください。
◎申告書は市役所2階・市民税課、各出張所などにも用意してあります。

税理士による還付申告無料相談

税理士事務所では、2月2日(月)～13日(土・日曜日、祝日を除く)に、次の方を対象に還付申告相談および申告書の作成を無料で行います。
●年金を受けている方
●給与所得者で医療費控除を受けようとする方

●年の途中で退職し、収入が600万円以下の方
●ご希望の方は税理士事務所、または関東信越税理士会所沢支部事務局へ電話連絡のうえ、お越しください。
予約受付時間 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

◎問い合わせ 関東信越税理士会所沢支部事務局(☎29993-0822)

申告書の準備

市・県民税の申告と所得税の確定申告には、次のものが必ず必要です。申告の際には必ずお持ちください。

- 給与・配当所得等のある方: 源泉徴収票や支払い調書等
- 年金のある方: 公的年金などの源泉徴収票
- 事業所得のある方: 収入・支出を明らかにする書類(帳簿・収支決算書、領収書等)
- 配偶者に所得がある方: 配偶者の所得を明らかにする書類
- 医療費・社会保険料・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける方: 支払った医療費・保険料などの領収書、証明書
- ◎いずれの方も印鑑、筆記用具、計算機などをあわせてお持ちください。

問い合わせ先などの電話・FAX番号で市内局番を表記していない場合、市内局番は「2998」です